

しずおかけん たぶん かきょうせい ぼしゅうないよう
静岡県 多文化共生 シンボルマーク 募集内容

1 もくてき
目的

しずおかけん にほん ばん たぶん かきょうせいけん ことし あら たぶん かきょうせい
静岡県は、「日本で1番の 多文化共生県」を めざして、今年 新たに 多文化共生
げっかん 月間(Shizuoka Intercultural Month)を つくる など いろいろな とりくみ 取組をし
ていきます。とりくみ シンボルとなるシンボルマークを ぼしゅう 募集します。

たぶん かきょうせい くに ぶんか ちが ひと たが りかい あ ちい しゃかい
多文化共生とは 国や 文化が 違う人たちが、互いに 理解し合い、地域社会の
いちいん たが みと あ きょうりよく しゃかい はってん しずおかけん
一員として 互いに 認め合い、協力して 社会を 発展させていく ことです。静岡県
では、がいこくじんけんみん まちづくりのパートナーと かんが がいこくじんけんみん も たようせい
外国人県民をまちづくりのパートナーと 考え、外国人県民の持つ 多様性を
い しずおかけん い げん き かんが
活かして 静岡県を 元気にしていきたいと 考えています。

2 かんが
2 考えてほしいこと

しずおかけん たぶん かきょうせい
静岡県の 多文化共生シンボルマーク

う くに ぶん か ねんれい かんけい いっしょ あたら しずおかけん
「生まれた国や 文化、年齢に 関係なく、みんなが 一緒につくる 新しい 静岡県」を
イメージしたマークを かんが 考えてください。

3 おうぼ ひと かんが だ
3 応募できる人(シンボルマークを 考えて、出すことができる人)

しずおかけん ひと だれ
(1) 静岡県に つながりが ある人なら 誰でも

しずおかけん ひと はたら ひと しずおかけん う ひと
(静岡県に 住んでいる人や 働いている人、静岡県で 生まれた人 などです。)

おうぼ き
(2) グループでの 応募も できますが、そのときは リーダーを 決めます。リーダーの
ひと おうぼ てつづ
人が 応募の 手続きをして ください。

おうぼ ねんれい さい わか ひと おうぼ ばあい しんけん も ひと
(3) 応募するときの 年齢が 18歳よりも 若い人が 応募する場合は、親権を 持つ人
の どうい え おうぼ しんけん も ひと どうい さい
の 同意を 得たうえで 応募してください。親権を 持つ人の 同意のない 18歳より
わか ひと おうぼ さいよう と け
若い人の 応募は 採用などを 取り消すことがあります。

4 おうぼ ひ かんが だ
4 応募できる日(シンボルマークを 考えて、出すことができる日)

ねん がつふつか げつ ねん がつよつか きん
2025年6月2日(月) から 2025年7月4日(金) まで

5 おうぼ かず
5 応募できるシンボルマークの数

ひとり こ
1人(1グループ)につき 2個まで です。

おうぼ こじん おうぼ
グループのリーダーとして応募したときは、個人としての応募はできません。

6 おうぼ^{おうぼ}のやり方^{かた}(あなたが^{かんが}考^{かんが}えたシンボルマーク^だを出す方法^{ほうほう})

(1) 応募用紙^{おうぼようし}＜＝考^{かんが}えたシンボルマーク^かを書く紙^か＞に書いて、出^だしてください。

応募用紙^{おうぼようし}は、多文化共^{たぶん}生^{かきようせい}課ホームページ^かにあります。

手^てで書いても、パソコン^かで書いてもいいです。

決^きまった応募用紙^{おうぼようし}以外^{いがい}を 使^{つか}うとき、白^{しろ}色の用紙^{いろ}に 縦^{ようし}100mm×横^{たて}100mm の中^{よこ}に 入^{はい}るシンボルマーク^かを 書^かいてください。氏名^{しめい}など 応募用紙^{おうぼようし}に 書^かかれていることを 忘^{わす}れずに書^かいてください。

(2) メール^{ゆうびん}か 郵便^{おく}で 送^{おく}ってください。

ア メール(jpg/png/pdf ファイルで 10MB より小^{ちい}さいサイズ^{ちい}にしてください。)

応募用紙^{おうぼようし}と あなたが^{かんが}考^{かんが}えたシンボルマーク^かを

intercultural@pref.shizuoka.lg.jp に 送^{おく}ってください。

メールのタイトルは、「多文化共^{たぶん}生^{かきようせい}シンボルマーク^{おうぼ}応募^{おく}」に してください。

イ 郵送^{ゆうそう} (※2025年7月4日(金)^{ねん}までに 必^{かなら}ず届^{とど}くように送^{おく}ってください。)

・応募用紙^{おうぼようし}・応募作品^{おうぼさくひん}を 封筒^{ふうとう}に入れて 静岡県^{しずおかけん} 多文化共^{たぶん}生^{かきようせい}課^かに 送^{おく}ってください。

・シンボルマークの部分^{ぶぶん}を 折^おらずに 提^{てい}出^{しゆつ}してください。

・封筒^{ふうとう}や 郵便^{ゆうびん}のお金^{かね}は 自^じ分^{ぶん}で 払^{はら}ってください。

住所^{じゅうしょ}:〒420-8601 静岡県^{しずおかけん}静岡市^{しずおか}葵区^{あおい}追手町^{おうえまち}9番6号^{ばんごう}
静岡県企画部^{しずおかけん}多文化共^{たぶん}生^{かきようせい}課^か(静岡県庁^{しずおかけん} 東館^{とうくわん}3階^{かい})

7 賞品^{しょうひん}

最優秀賞^{さいゆうしゅうしょう}(1位^い) 賞状^{しょうじょう}と クオカード 30,000円分^{えんぶん}

優秀賞^{ゆうしゅうしょう}(2位^いと3位^い) 賞状^{しょうじょう}と クオカード 6,000円分^{えんぶん}

8 シンボルマークを^{かんが}考^{かんが}えるときに 気^きをつけること

(1) シンボルマーク 募集^{ぼしゅう}の 目的^{もくてき}(「1 目的^{もくてき}」)に 沿^そった「生^うまれた国^{くに}や 文化^{ぶん}、年^{ねん}齢^{れい}に 関係^{かんけい}なく、みんなが 一^{いっ}緒^{しょ}につくる 新^{あた}しい 静岡県^{しずおかけん}」を イメー^{しずおかけん}ジ^{しずおかけん}した デザイン^{ぼしゅう}として ください。キャラクター デザインの 募集^{ぼしゅう}では ありません。

- (2) 手書きのデザインが最終審査に残ったときは、県の指定するデザイナーにより電子データ化します。「9 著作権等についてのこと」をよく読んでください。
- (3) アルファベットで「Intercultural Shizuoka」の文字を入れてください。文字を入れる場所の指定はありません。手書きのときで、フォントに指定があるときは応募用紙に書いてください。
- (4) 色彩に制限はありません。白黒で使うときを考えたデザインとしてください。
- (5) 形状は自由ですが、縦横比は1:1程度とします。
- (6) 形状は、縦20 mm×横20 mmの大きさに小さくしても、見やすくわかりやすいものにしてください。
- (7) 応募の際の背景は白色としてください。
- (8) 独自にデザインした、日本・外国でまだ発表されていない作品でなくてはなりません。ほかのコンクール等との同じ作品での応募は認められません。また生成AIは、使用しないでください。

＜例示＞



9 選ぶ方法と結果発表

(1) 一次審査

県広報アドバイザー2人がシンボルとしてのデザインの適性を考えて候補作品を決めます。候補とは、えらばれる可能性のあるもののことです。

(2) 二次審査

外国人県民を委員に含む委員会で審査します。(候補作品3点)

(3) 最終審査

ホームページの WEB 投票により、最優秀賞(1位)と優秀賞(2,3位)を 決めます。

(4) 結果発表

2025年9月末頃(予定)に 最優秀賞(1位)と 優秀賞(2,3位)の 応募者に知らせるとともに、県ホームページ等で 発表します。また、2025年12月に多文化共生月間内で 表彰式を行う 予定です。採用作品の 応募者の 名前、住所(市町村まで)、仕事、年齢、作品意図を 発表します。

10 応募 についての 注意してほしいこと

- (1) デザインの 制作(作る)や 応募に 関係する お金、表 彰 式に 参加するための お金等は、応募者の 負担とします。
- (2) 応募作品の元 データや 写し(コピー)は、採用作品の 発表まで 保存して ください。
- (3) 応募作品は 提出後に 修正する(なおす)ことは できません。また、応募作品は 返しません。
- (4) 選ぶ過程や選んだ理由 についての 質問には 答えられません。
- (5) 選んだ 結果を 発表するまで、出した デザイン案を 他の人に 発表しないで ください。

11 著作権等 についてのこと

- (1) 最終 審査の 候補作品は、著作者と 話し合いの上、必要によって デザインや 色彩等を 一部 変更・修正することが あります また、手書きの 作品が 候補と なったときは、作画内容を 考えて、著作者と 確認 作業を行った あとで 電子データに 変換します。なお、補正修正等の 同意が 得られないとき、候補作品として 選定しないこととします。
- (2) 採用作品の 著作権・使用权・商 標 権その他すべての 権利は 静岡県に 帰属されるものとします。また その 使用について 著作者は 著作者人格権(著作権 法第18条 から第20条 までに 決める 権利)を 使用することが できないものとします。

(3) 応募作品について、第三者から、権利 侵害等の 損害に対して お金を 払うよう 求めることを 求められたときは、著作者自身の 責任と お金を もって これを 解決するものとします。

(4) 県が 損害を うけたときは、著作者に 損害を 与えた 害に対する お金を 払っていただくことが あります。

(5) 採用作品が 既に 発表のものと 同じ または とても似ているときや、第三者の生み出された アイデアや つくった 形の ないものなど についての 権利のことである知的財産権の 侵害と なるとき(応募後に 侵害と なったときを 含む)や 法律に 反するとき 及び 本 募集内容に 反しているときは、結果 発表の後であっても 採用を 取り消します。また、すでに 表彰した後で わかったときも 同じように 採用を 取り消します。

12 その他注意してほしいこと

(1) グループで 応募するときは、共同 著作者全員の 同意を 得てから 応募してください。

(2) 応募を もって、本 募集内容の すべての 項目に 意見を 同じにしたものとみなします。

(3) 応募内容に うその記述が あったときや、提出期間の 終わりを 過ぎたときと応募者 との 連絡が 取れないときは、選ぶ 対象となりません。また、結果 発表の後に 採用を 取り消すことが あります。

(4) 公序良俗その他法律の ルールに 反するものや、人を 傷つけるような 悪口を 含むものと 著作権や 第三者の 権利を 侵害しているものは、選ぶ 対象となりません。また、採用後であっても、これらの 条件に 反していることが わかったときは、採用は 無効 になります。内容によっては、被害や 損に対する お金を 払うよう 求める 損害賠償請求等をする ことができます。

(5) 18才より 若い方の 作品が 採用されたときには、著作権等に 関係する いろいろな 手続きを 親権を 持つ人としてします。

(6) 募集内容に 書かれたことについては、県の 判断により、今後、変更 または 追加することが あります。

- 13 なまえ じゅうしょ でんわばんごう こじんじょうほう 名前・住所・電話番号などの 個人情報 についてのこと
おうぼ かんけい こじんじょうほう かんり おうぼないよう かくにん
応募に 関係する 個人情報は とても きびしく 管理します。応募内容の 確認、
さくひん せんこう けつ くれんらく さいようさくひん はっぴょう ひょうしょう つか
作品の 選考、結果連絡、採用作品の 発表、表 彰のために 使います。
ほん ぼしゅう いがい もくてき しょう りゆう だいさんしゃ
本 募集 についてのこと以外の 目的での 使用や、ただしい 理由 なく 第三者へ
こうかい
公開することは ありません。

- 14 おう ぼさき と あ さき 応募先・問い合わせ先
しずおかけん き かく ぶた ぶん かきょうせい か しずおかけんちょうひがしかん かい
静岡県企画部多文化共 生課(静岡県庁 東館3階)
しずおかけん しずおか しあおい くと おうて まち ばん ごう
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話:054-221-3316
メール:intercultural@pref.shizuoka.lg.jp